

第26回・日本内分泌攪乱物質学会研究発表会—原点回帰

環境脳神経科学情報センター 木村一黒田純子

13 頁に図1（農薬再評価、新規登録に関係する省庁と役割）を掲載しましたが、農薬残留基準は、2024 年 4 月に厚労省より消費者庁に移管しておりました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanryu/index.html

元図には厚労省が記載されていましたが、現在、農薬の再評価と新規登録に関係する省庁と役割は以下になります。本文では農薬残留基準については、触れておりませんが、図1を訂正させていただきます。

食品安全委員会が 2025 年 4 月に公開セミナーで使用した資料より図1に引用いたします。

農薬再評価の全体像-再評価に関係する省庁と役割

7

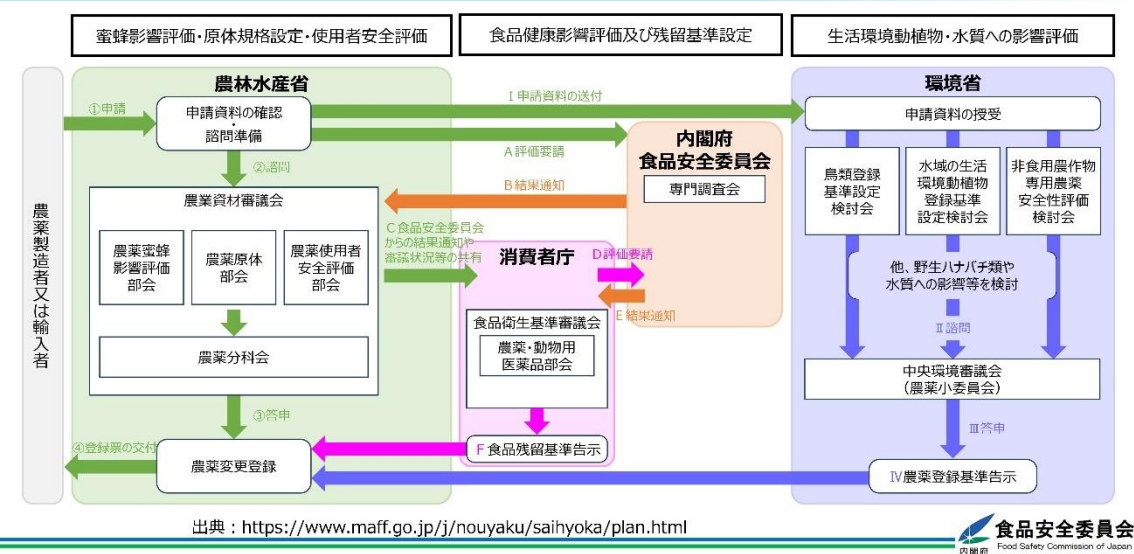


図1 農薬再評価、新規登録に関係する省庁と役割

再評価の際、メーカーは GLP 準拠の農薬毒性試験と公表文献報告書を作成し、農水省に登録申請する。2024 年 4 月、農薬残留基準は厚労省から消費者庁に移管した。

https://www.fsc.go.jp/foodsafetyinfo_map/nouyaku_saihyouka.data/kai20250409ik1_110.pdf